

○薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項

許可の区分	薬局
薬局の名称	松村みらい薬局
開設者の氏名または名称	瑞兆北陸（株）代表取締役役 小川維知朗
管理薬剤師	大西 洋一
薬剤師・登録販売者 (担当業務)	管理薬剤師：大西洋一（処方箋調剤、医薬品販売、相談等） 薬剤師：前奈緒美・小澤郁江・宮下智恵・伊藤昭一・伊藤隆彦（処方箋調剤、医薬品販売、相談等）
一般用医薬品の取扱い	要指導医薬品、第1類医薬品、指定第2類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品
従事者の区別	薬剤師・一般従事者は名札に記載することにより区別しています
営業時間 (営業時間外の相談、医薬品の注文)	平日 9:00～18:00 土曜 9:00～13:00 定休日 日祝日 (土曜15:00～17:00までは電話相談と医薬品の注文のみ受付可能)
相談時・緊急時の連絡先	076-255-1222（夜間等は転送されます）

○要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する事項

*すべての医薬品に対するご相談に対応しています

要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品の定義、表示、情報提供について			
分類と表示	定義	陳列	情報提供
要指導医薬品 要指導医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの	鍵をかけた場所又はお客様が直接接触	薬剤師が対面で書面にて説明
第1類医薬品 第1類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの	られない場所に陳列	薬剤師が書面にて説明
指定第2類医薬品 第2類医薬品 第2類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品・第1類医薬品を除く） 指定第2類医薬品は、第2類医薬品のうち特別の注意を要するものです。『してはいけないこと』の確認を行い、使用について薬剤師や登録販売者にご相談下さい。	販売時に情報提供を行う場所の近く（7m以内）に陳列	薬剤師又は登録販売者が説明
第2類医薬品 第2類医薬品		お役様が直接手に取ることができる	
第3類医薬品 第3類医薬品	第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品	場所にそれぞれ区分して陳列	ご質問等がある場合は薬剤師又は登録販売者が対応
医薬品による健康被害の救済 に関して	医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用により、一定の健康被害を受けた方の救済を行う公的制度があります。お困りの方は当薬局または救済制度相談窓口（0120-149-931）へご相談下さい		
その他 (業界団体や都道府県等で設置されている相談窓口等)	医薬品医療機器総合機構 くすり相談窓口 03-3506-9457 月～金（祝日・年末年始を除く）9時～17時 石川県薬剤師会 薬事情報センター 076-231-6634		